

土岐市役所及び土岐市文化プラザ電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 土岐市役所及び土岐市文化プラザで使用する電気
- (2) 需要場所 土岐市土岐津町土岐口地内
- (3) 業種及び用途 官公庁（土岐市役所・土岐市文化プラザ）

2 仕様

(1) 電力供給条件

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6000V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6000V
- エ 標準周波数 60ヘルツ
- オ 供給方法 2回線受電
- カ 蓄熱設備 無

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 予定契約電力（常時） 500kW
（予備電源） 500kW
- イ 予定使用電力量 1,030,455kWh

(3) 供給期間

令和4年4月 1日午前0時から
令和5年3月31日午後12時まで

(4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- ウ 計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付精密級）

(5) 需給地点

需要場所における土岐市が施設した構内引込
第1柱上開閉器（過電流ロック機構付高圧気
中負荷開閉器）の電源側との接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(8) 契約に係る特約事項

ア この競争入札に係る契約（以下「本契約」という。）は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、市は、上記2の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本契約を解除するものとする。

(ア) 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合。

(イ) 本件契約の締結日の属する翌年度以降において本件契約に係る市の歳出予算が減額又は削除された場合。

イ 市は、2の(8)アの契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 その他

(1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような付加設備は特に有していない。

(2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、原則当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件によるが、詳細については契約締結時に甲乙協議の上、決定するものとする。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

(3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単価及び端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(4) この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。